(8)終息宣言(8月)

・ 大刀 まざれ の発 に回避からなから 中央というは回倒に及ぶに発明するいかした。 たっと、回信の報 日の出来の研究からには、これではではたることができまし

本様のみからず状が固める関係であると大切が能を目的を開催した。 あるでは、体に関係がい関係を関係値が加速を改進をできる。 はない程度の中での超が対策に通道を含かさず最高であるという関係を をお除れるからの方々、そして、固かい側を関係したがなる場の場 係に対し、あかりの制度でしまけます。

4 間末側が乗り組んでいるとける姿をならなり、全国のそずかとなる。 9 を含金・金・金を発送の事じで、開加な影響を集けている地域器等の開 例に、容易に利用できるものではあり出れる。

第一点では対けられる。例案 即の正規ではようの事業の関係で対象を は一、を確認の対象があってはとはは人一は別様を主要をおから対象を が対象をはなっている。というにはは、一は別様な主要をはなる。 ではなっている。というには、対象による。

以子様支機、利用性の原理、子供のおます。)を表現の作用を指摘し、 に対象のでは、というには、

「口蹄疫」 終 息 宣 言

昨日までに、対象農場すべての堆肥化処理を終え、口蹄疫ウィルスを 撲滅するための措置を完了しました。

ここに、今回の本県における口蹄疫は、終息したことを宣言いたします。

4月20日の発生確認から4ヶ月余りという長期間に及ぶ苦闘でありましたが、関係の皆様の必死の御努力により、この日を迎えることができました。

本県のみならず我が国の畜産を守るために大切な家畜を犠牲にし、 あるいは、休む間もない消毒作業に追われた畜産農家の方々、尋常で はない状況の中での防疫対策に昼夜を分かたず従事いただいた隣県を 含む県内外の多くの方々、そして、温かい御支援をいただいた全国の皆 様に対し、心から感謝を申し上げます。

本当にありがとうございました。

今後本県が取り組んでいかなければならない、全国のモデルとなるような安全・安心な畜産の再生や、深刻な影響を受けている地域経済の復興は、容易に実現できるものではありません。

政府並びに全国の皆様のこれまで以上の御支援、そして何よりも、畜産農家をはじめとする県民お一人おひとりが、それぞれの立場で、一日も早い再生・復興を目指して御努力いただくことが必要であります。

私も、引き続き全力を尽くしてまいります。皆様の御理解、御支援を切にお願い申し上げます。

平成22年8月27日 宮崎県口蹄疫防疫対策本部長 宮崎県知事 東国原 英夫

(9) 宮崎県農場衛生管理マニュアル(11月)

宮崎県農場衛生管理マニュアル(要約版)

本マニュアルは、農家の皆様が取り組むべき衛生対策を具体的に提示することで、農場における適切な衛生管理の実施を推進するために策定したものです。

1 畜舎や器具を定期的に清掃・消毒しましょう。

畜舎や器具は、定期的に除糞・洗浄・消毒をしましょう。また畜舎周囲の草刈りや清掃も実施しましょう。





感染経路



飼養家畜

畜舎及び器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、 家畜及び作業着、作業靴を清潔に保つ







病原体を破壊もしくは病原体が存在出来ない環境を作り出し、家畜への感染を防ぐ

○畜舎

畜舎の消毒は、家畜を出荷後に全体の 消毒を実施することがもっとも効果的で す。

- ①清掃・洗浄は、天井・梁→壁→床など 上から下へ実施しましょう。
- ②糞や埃を搬出する場合には、飛散防止のため消毒薬を散布しましょう。
- ③洗浄後は、逆性石けんや炭酸ソーダなどの消毒薬を散布し、十分に乾燥させましょう。
- ④乾燥後、床及び壁には石灰乳を塗布するとより効果的です。

○器具・機材

- ①まず水、温水、洗剤等を用いて、器具・ 機材の汚土、糞を除去し、洗浄します。
- ②逆性石けん等の消毒液を噴霧するか、浸漬しましょう。
- ③その後、十分に乾燥させましょう。



消毒は、畜舎の規模、形態、また器具の形状、材質に適した方法と頻度があります。農場毎の具体的な方法については家畜保健衛生所や獣医師と相談しましょう。

また、毎月20日の「県内一斉消毒の日」等地域での取り組みも積極的に行いましょう。・

2 農場外や居住エリア(自宅等)と農場(農場エリア)をはっきり区別しましょう。

農場のある区域を<u>居住エリア</u>と<u>農場エリア</u>に区分し、さらに農場エリアは<u>家畜エリアと</u>それ以外の<u>管</u>理エリアとに区分しましょう(図1)。

家畜エリア:家畜が日常的に飼養される区域

• 畜舎

・パドック 等

管理エリア:家畜エリア以外の農場エリア

• 通路

• 事務所

• 飼料倉庫 等

居住エリア: 自宅や車庫のある区域

病原体の侵入を防止する上で、各エリアの重要性は、居住エリア→管理エリア→家畜エリアの順に高くなり、これに伴い、人や車両の立入を厳しぐ規制しなければなりません。



図1農場のエリア分け

(1) 農場入口を限定し、立入規制をしましょう。

居住エリアと管理・家畜エリアの入口は別々にしましょう。

管理エリアへの入口は一か所にし、「関係者以外立入禁止」の看板を設置し、不特定多数の 車両・人の進入を制限しましょう。また、部外者を入場させる場合には、<u>日時、氏名、連絡先、</u> 用件等を記録するようにしましょう。

低

(2) 農場入口に車両専用の消毒施設を設置しましょう。

農場入口には消石灰を散布し、管理エリアに立ち入る車両についてはタイヤの消毒を行いましょう(図3)。動力噴霧機による消毒を併用すればより効果的です(図4)。



図2 車輪跡が付く程度十分な量を散布

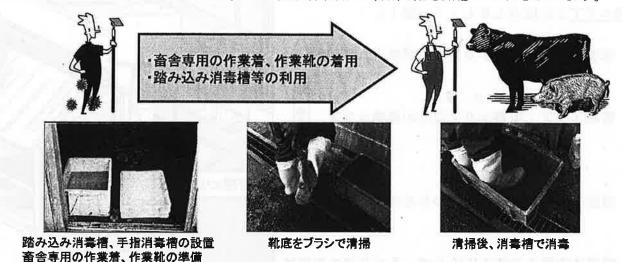


図3 タイヤ周りを中心に車両全体を消毒

また、人については農場入口で来客用の長靴に履き替えさせるとともに、履物の洗い場や踏 込消毒槽の設置、ポンプ式の噴霧器の利用により消毒を実施しましょう。

(3) 家畜エリアを衛生的に保ちましょう。

畜舎の入口には踏込消毒槽を設置しましょう。管理エリアから家畜エリアに入る時には専用の作業着と長靴を着用しましょう。また、来客者用の専用長靴も用意しておきましょう。

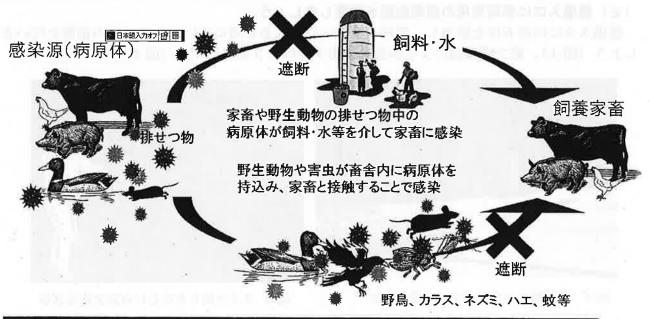


3 疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。

毎日の家畜の健康状態を観察し、異常があった場合は、早めに獣医師へ相談しましょう。 特に、他の農場から導入した家畜は、病気を持ち込む原因になりやすいので、導入後3週間 は、家畜保健衛生所や獣医師の指導の下に隔離舎もしくは畜舎の隅で飼養し、他の家畜と接触 させないようにして、しっかりと観察しましょう。

4 飼料や水による感染を遮断しましょう。

家畜や野生動物の糞便や尿中には病原体が含まれている恐れがあります。これらが飼料や水に混入すると病気を起こす可能性があるため、飼料庫や給水装置の清掃、消毒、点検整備を実施し、混入が起こらないように努めましょう。



5 野生動物や害虫からの感染を遮断しましょう。

野生鳥獣の侵入防止対策やネズミ・衛生害虫の定期的な駆除に努めましょう。畜舎破損箇所の修繕や防鳥ネットの設置、畜舎周囲の草刈りや農場内の整理整頓などを行ってください。

6 他の農場へ出荷する時は健康状態を確認しましょう。

家畜が移動することにより家畜の病原体が広がるのを防止するため、健康状態をよく観察し、 健康な家畜を出荷するようにしましょう。異常があった場合には速やかに獣医師又は家畜保健 衛生所に連絡してください。

運搬車両は市場やと畜場等で十分に消毒を行いましょう。

7 家畜のストレスを減らして、病気に対する抵抗力をつけましょう。

過密な状態での飼養や暑熱ストレス等により、家畜はエサ食いが悪くなったり、病気に対する抵抗力がなくなる等、健康に悪影響を及ぼします。

家畜にストレスをかけない飼養管理を心掛け、病気に強い家畜にしましょう。

8 家畜の病気に対する知識を深めましょう。

病気を予防するために、

- ① 感染源の対策(排せつ物、畜舎、器具機材など)
- ② 感染経路の対策(人、飼料、車両、吸血昆虫など)
- ③ 家畜の対策(年齢、抵抗性、ストレスなど)

などに関する知識を身につけましょう。

病気や症状に関する知識や家畜保健衛生所等から出される家畜伝染病の発生状況等の情報に は必ず目を通しましょう。

衛生対策や伝染病予防対策については、家畜保健衛生所に相談するなど、適切な衛生管理を行いましょう。

9 家畜排せつ物(糞尿)について適正な処理を行い、定期的に農場から運び出しましょう。

家畜の糞尿には多くの病原体が存在しており、病原体が家畜→糞尿→家畜へとうつることで、 病気が慢性的に発生する状態が引き起こされます。そのため、農場の衛生管理において糞尿の 管理は非常に重要です。

糞尿を堆肥化等により適正に処理し、必要以上に農場や畜舎内に滞留させないことで農場内 に存在する病原体の量を減少させ、病気の発生を抑えることが出来ます。

糞尿等の適切な処理及び定期的な畜舎、農場からの運び出しに努めましょう。

お問い合わせ

県畜産課

0985 - 26 - 7139

宮崎家畜保健衛生所 0985-73-1377

都城家畜保健衛生所 0986-62-5151

延岡家畜保健衛生所 0982-32-4308

(10) 法改正に関する国への提案要望(12月)

家畜伝染病予防法等の改正等にかかる提案

現在、本県におきましては、検証委員会を設置し、今回の一連の防疫対応等について、公平・公正、中立的かつ客観的な検証を進めているところであり、これまでの検証の中で、感染経路の解明と今後の早期発見システムの構築や、危機管理における国や県等の連携強化、防疫体制の強化と農家の意識向上などの指摘がなされております。

県といたしましては、これまで毎月20日を「一斉消毒の日」と定めるとともに、個々の農家に農場衛生管理マニュアルを配布するなど、すでに改善策に取り組んでいるところでありますが、今後は、全庁的な観点から防疫マニュアルの早急な見直しを進めるとともに、農場情報等の定期的な更新と迅速な処理に向けた情報データベースの構築など、国の検証委員会報告書はもとより、今後とりまとめられる県検証委員会報告書に基づき、改善を図ることとしております。

しかしながら、今後、二度と今回のようなまん延を引き起こさないためには、 県独自の取組に加え、関係者が十分に連携しながら、効率的かつ効果的に、口蹄 疫防疫対策を実施していくことが不可欠であります。

このため、その対策の根拠となる家畜伝染病予防法等の改正等についても、県の報告書がとりまとめられた後、その内容を踏まえた提案を行うこととしておりますが、これまでの国の現地対策本部や農林水産省との意見交換等、また、県の検証委員会における議論も踏まえ、現時点において必要と考えられる事項について、次のとおり提案いたしますので、十分御配慮いただきますようよろしくお願いします。

平成22年12月27日

農林水産省消費・安全局長 殿

宮崎県農政水産部長

1. 国と地方の役割分担の明確化

- 現在の法制度は法定受託事務であり、防疫方針等については国が決定し、 都道府県は国の指示に従って防疫作業を行い、その責任についても基本的に は都道府県が負うこととされている。
- 日常的な家畜防疫業務は現行法どおりで妥当であるが、口蹄疫等感染力が 強く広範囲に甚大な影響を及ぼすおそれのある法定伝染病が発生した場合に は、指揮命令の一貫性、現場の実態に即した迅速な判断等を確保するため、 次のいずれかによるなど国と地方の役割分担の明確化を図る必要がある。
 - ・ 国家防疫の観点から国の全面的な責任と判断の下で対策を講じるという 考え方に立つならば、国が現地に対策本部を設置し、都道府県、市町村は 国の指揮命令下で動く体制とすること。なお、当然のこととして、これに 要する経費は、全額国費で負担すること。
 - ・ 本来、国家防疫の観点で対処すべき防疫対策を都道府県の責任と判断で 実施するという考え方に立つならば、必要な防疫対策の方針決定権や国の 機関等に対する指揮命令権等を知事に付与し、これに要した経費は全額国 費で負担するなど実効的な体制とすること。

2. 市町村等の役割分担の明確化

- 殺処分、埋却処分は基本的には農家の責任であり、加えて家畜防疫員が行 うことができることとされているが、現実には、県、市町村、関係団体等の 全面的な協力のもとに実施している。
- 市町村や関係団体等の果たした役割は非常に大きいが、現行法等においてはこれらの位置づけが明確でない。道路封鎖や消毒ポイントの効果的な設置運営や、埋却地確保のための調整などを円滑に行うため、最も現場に即した判断ができる市町村や関係団体等の役割、権限等を明確化するとともに、その財源の確保についても、法律等において明確にすること。

3. 大規模農場における適正な飼養管理の確保等

- 大規模農場で感染が起こった場合、発見が遅れれば大量のウイルスを拡散する可能性が高いことや、殺処分や埋却地の確保等で相当な時間を要するなど、感染を拡大させるリスクが高いため、一定規模以上の農場については、飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックする報告書の定期的な作成、提出を義務付けるなど、家畜防疫員が日頃から飼養衛生管理の状況をチェックできるシステムを作ること。
- 1 農場当たりの飼養頭数に上限を設けることや、飼養頭数に応じた数の管理獣医師の配置の義務付け等を定めること。

4. 殺処分、埋却等の方法や埋却地の確保等

- 殺処分、埋却の方法や埋却地確保の問題は全国共通の課題であり、国において、迅速な処分の方法や用地が不足する場合の埋却に代わる方法の検討等を進めること。
- 円滑な埋却処分のためには近隣住民の同意が不可欠であることを前提とした上で、法律等において近隣住民の協力の義務付け等を定めること。
- 共同埋却地への安全な輸送方法を確立し、マニュアル化すること。

5. 疫学調査の実効性の確保等

○ 効果的な防疫対策を講ずるためには、感染原因や感染経路等の疫学調査が極めて重要であることから、発生時及び発生後を通じて実施する発生農場等に対する疫学調査に対し、法律等による強制力を持たせること。

○ 疫学調査の実効性や精度を高めるため、定期的な血液の採取やその保存、 家畜の飼養状況や診療に関する記録の保存・提出等について、一定のルール

を定めること。

6. 早期発見・早期通報の確保

- 現行法による家畜所有者の責任を前提とした手当金の支給率(患畜3分の1、疑似患畜5分の4)については、感染原因や感染経路等が解明されていないなど口蹄疫の防御の困難性を考慮し、さらには早期発見・早期通報を促す観点から、国の負担において全額支給とするなど十分な財政措置を講じること。
- 口蹄疫を発見し、あるいは疑いを抱きながら、また口蹄疫を疑うべき状況 ・立場にありながら、意図的に通報しなかった者は当然として、見落としあ るいは通報を怠った者に対して、手当金の不支給を含めたペナルティー措置 を検討すること。

7. 緊急時に柔軟に対処できる防疫方針等のあり方

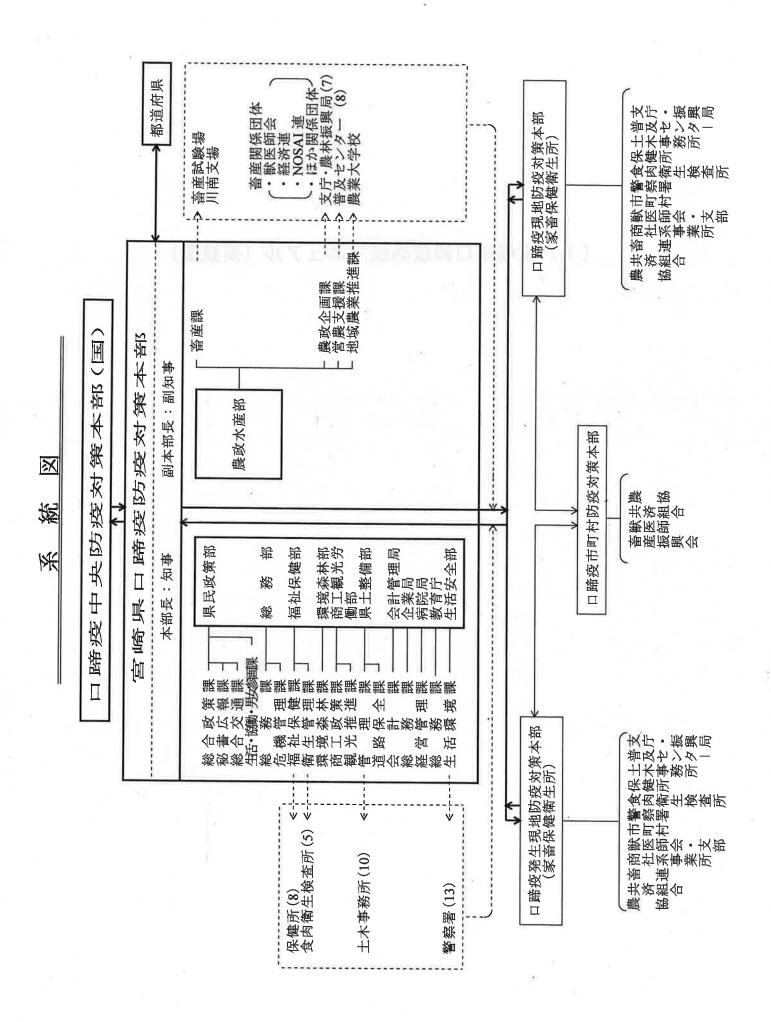
- 現在、国において防疫方針を決定するに当たっては、第三者委員会を開催 し、意見を聴いているところである。
- しかしながら、農家の財産の強制的な処分など極めて高度な判断を含む防疫方針の決定や変更については、刻々と変化する現場の状況に即応した迅速かつ臨機応変な判断が求められることから、緊急時の防疫方針の変更等に適切に対応できるような仕組みを構築すること。

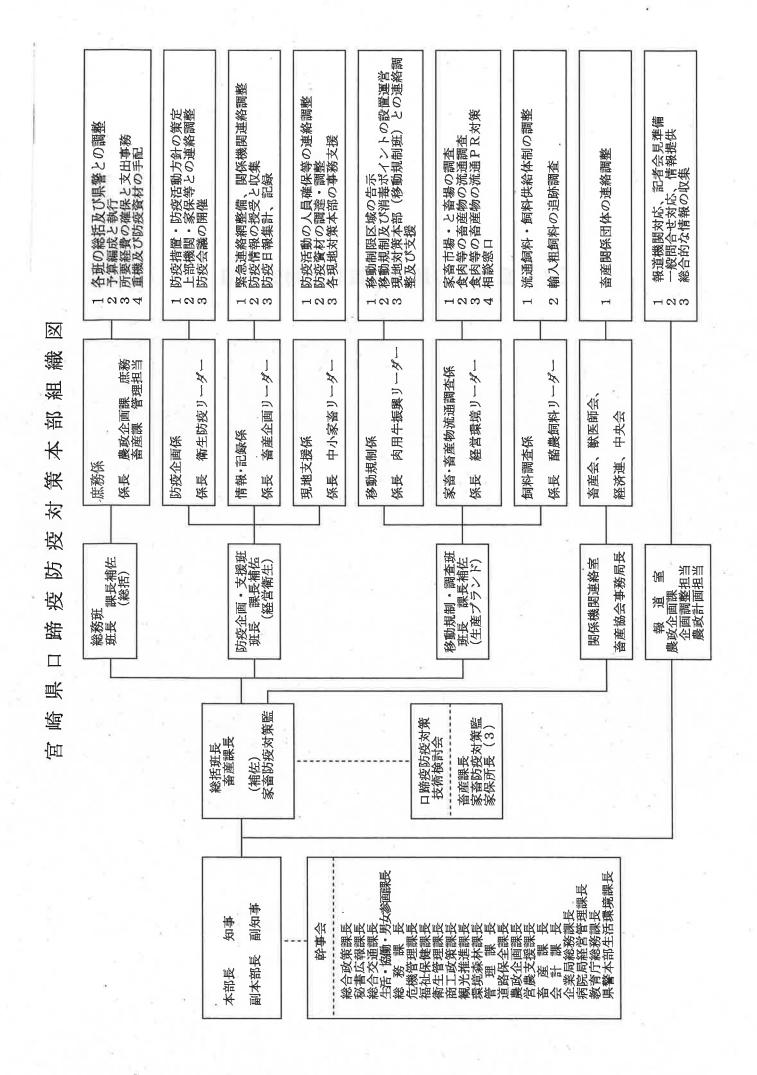
8. 発生時の通行遮断のあり方等

- 口蹄疫発生時に人や物、車の移動による感染拡大のリスクを可能な限り抑えるため、現行法等に基づく発生農場における通行制限、遮断に加え、発生エリアの一定範囲内について、地域の実態に即して市町村等が完全封鎖するなどの通行制限、遮断が可能となるよう法整備を行うこと。
- また、そのための許認可機関や警察等の迅速な対応を可能とする連携協力 体制を構築すること。

2. 組織体制

(1) 宮崎県口蹄疫防疫マニュアル (系統図)





(2) 宮崎県口蹄疫対策防疫対策本部

宮崎県口蹄疫防疫対策本部設置要領

平成22年4月20日 宮崎県農政水産部 農 政 企 画 課

第1 目的

本病の疑似患畜が確認されたことによる本県経済に与える影響の甚大さを考慮し、本病の防疫、その他の対策に関して関係部局が連携して円滑に 実施し、本県畜産業の維持・発展及び安全・安心な県民生活の確保を図る ため対策本部を設置する。

第2 組織

対策本部は、知事を本部長に副知事及び関係12部局の長で構成し、対策本部の事務を補佐させるため関係21課長で構成する幹事会を置く。

■組織体制図 【対策本部】 本部長 知 事 副本部長 本部員 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 世 男 云 上 農政企画課長 総合政策課長 秘書広報課長 総合交通課長 生活・協働・男女参画課長 総務課長 観光推進課長 管理課長 管理課長 道路保全課長 営農支援課長 幹事長 幹 事 危機管理課長 福祉保健課長 衛生管理課長 企業局総務課長 病院局経営管理課長 教育庁総務課長 警察本部生活環境課長 環境森林課長

■ 各部局の所掌事務

各班の共通事	務分掌 ○対策	本部及び他班への応援に関すること
- m - 6 -		本部長の特命事項に関すること
班 名	担当課	所 掌 事 務
県民政策対策	班 総合政策課	県民政策部内の連絡調整に関すること
	秘書広報課	マスコミ対応等に関すること
	総合交通課	検体を航空輸送するための協力に関すること
		渡航者への啓発等に関すること
	生活・協働・	消費者行政等の調整に関すること
120 00 00	男女参画課	COR OF THE PERSON AND ADDRESS OF A STATE OF THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERSON ADDRESS OF THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERSON AND ADDRESS OF THE PERSON ADDR
総務対策	班 総務課	総務部内の連絡調整に関すること
	危機管理課	県全体の危機管理に関すること
福祉保健対策	班 福祉保健課	福祉保健部内の調整に関すること
h.	衛生管理課	牛肉・牛乳等の安全対策に関すること
環境森林対策球	班 環境森林課	環境森林部内の連絡調整に関すること
商工観光労働	商工政策課	商工観光労働部内の連絡調整に関すること
対策班		中小企業への融資等に関すること
4	観光推進課	観光等に係る連絡調整に関すること
農政対策理	班 農政企画課	農業共済組合の獣医師への協力要請に関する
		農産物のブランド・流通対策に関すること
	営農支援課	経営支援等の融資に関すること
	,	農家経営指導に関すること
	畜 産 課	防疫指導等、全般に関すること
		防疫措置、移動制限等の措置に関すること
県土整備対策球	班 管理課	県土整備部内の連絡調整に関すること
	道路保全課	交通制限等に係る連携等に関すること
会計管理対策球	会 計 課	会計管理局内の連絡調整に関すること
企業対策功		企業局内の連絡調整に関すること
病院対策功		病院局内の連絡調整に関すること
文教対策功		教育庁内の連絡調整に関すること
公安対策功		地域の生活環境の確保等に関すること
事 務 鳥	最政企画課	対策本部の運営及び記者発表等に関すること
		農政水産部内の連絡調整に関すること

(3) 同本部総合支援部

1101

口蹄疫対策の組織体制強化について

1. 背景

口蹄疫の範囲拡大、長期化を受け、県として18日に「非常事態宣言」を 出したこと、また、19日には、政府の口蹄疫対策本部において、新たな 防疫対策が決定されたことに伴い、庁内の体制を強化する必要がある。

2. 体制の整備

県の口蹄疫防疫対策本部

- ①対策本部の在り方は従来どおりとしつつ、農政水産部が防疫対策に専念 できるよう、庁内の支援体制を確立するため、関係各部・各課からなる 「対策本部総合支援部」を設置する。
- ②総合支援部は、災害対策本部総合対策部室(1号館5F)に設置し
- メンバーは基本的に常駐する。組織体制(班編成等)は別紙のとおり。 ③総合支援部は、当面、防疫対策が終了するまでの間とし、臨時的なプロジェクトチームとして、「プロジェクトチーム設置基本要綱」(〒18年4月新) に基づいて設置する。

(参考)国の現地対策本部

- ①特別室に設置し、本部長(山田農水副大臣)等が常駐。 ②3班体制(防疫、経済支援、連絡調整)で、関係する10省庁から20 名程度が来県。本館3階の第1会議室、第2会議室で業務を行っている。

3. 県の対策本部

(1) 宮崎県口蹄疫防疫対策本部(既設)

本部長 (知事)

副本部長(副知事)

本部員(部局長等)

*幹事会(農政企画課長を幹事長、関係20課長が幹事)

(2) 対策本部総合支援部(新設)

総括責任者

副総括責任者

- ①総括班
- ②渉外班
- ③防疫支援班
- 4)関連支援班
- ⑤手当金交付支援班 ⑥会計支援班
- *組織体制は、必要に応じて弾力的に拡充、変更する。 既設の特命チーム(副知事トップ・関係各課長等で構成)とも 連携して業務を推進する。

- 1. 終終 才舌 玫玉 班長(危機管理課補佐)、副班長(総合政策課補佐、農政企画課補佐)、班員(総合政策課、農政企画課、危機管理局)
 - ①総合支援部の総合調整
 - ・本部との連絡調整
 - ・自衛隊との連絡調整
 - 総合支援部内の連絡調整
 - ②各班進捗状況の把握 (各班の進捗状況を把握、遅れている場合には支援調整)
 - ③今後の対応策検討(今後の見通し、拡策、作業スケジュールの検討)
- 2. **法外班** 班長 (秘書広報課補佐)、副班長 (農政企画課農政計画主幹)、班員 (秘書広報課、総務課、農政企画課、畜産課、危機管理局) 立対外的な連絡。調整 (県議会、関係団体等)
 - ②マスコミとの連絡調整
 - · 記者発表対応
 - ・随時の取材対応
 - ③関係機関からの相談窓口(必要に応じて、各部局の相談窓口への橋渡し)
- 防疫支援班 班長 (農政企画課補性)、副班長 (情報政策課補性、人事課補性)、班員 (環境森林課、畜産課、管理課、危機管理局) ①防疫対策の支援
 - 動員体制調整(作業量に応じた動員体制の調整、各部への指示、*運転運搬等の軽作業であれば50代や女性も可能か)
 - 要員確保(各部の要員確保、農政水産部への連絡)
 - ②作業の後方支援
 - 円滑な輸送体制の確保(人数や時間に応じたバスの運行)
 - ・動員者へのサポート体制(バス内や現地での作業内容の説明、作業着等の配布、弁当や飲み物の配布、健康相談)
 - ③改善事項の調整
 - ・動員者からの改善要望の把握(作業をした動員者からの改善要望事項の聴取)
 - ・要望事項の調整、実施
- **関連支援班** 班長(消防保安課補佐)、副班長(福祉保健課補佐、商工政策課補佐)、班員(総務事務セ、行政経営課、危機管理局) ①心や体のケア対策
 - ・被災農家等のケア対策(騏驎との灩等)
 - ・関係職員のケア対策(農政水産部職員・動員職員等の健康状況チェック、人員ローテーション化、フォロー)
 - ②募金活動の調整
 - 各種募金活動の調整(活動状況地、必要事項があれば調整)
 - ふるさと納税への対応 (事務業の支援)
 - ③各種影響対策
 - ・食肉の安全安心確保対策(食肉安全処理の徹底、関係職員の他事務所での業務支援)
 - ・農家や商工業者への経営支援対策(財政援、相談が)
 - ・風評被害、消費者対策 (PR活動、県民運動の展開)
- 5. **手当金交付支援班** 張 (農政企画課農協農済主幹)、副張 (農政企画課農政計画主幹: 兼)、 班員 (農政企画課、畜産課) ①疑似患畜等の殺処分命令に伴う補償対策事務
- 6. 会計支援班 班長(監查第一課補佐)、班員(畜産課総務担当経験者)
 - ①口蹄疫防疫対策本部会計事務

*連絡会議 総合支援部の連絡会議を毎日定時に開催し、進捗状況の報告や必要事項の

協議等を行う。 上記の連絡会議には、各部連絡調整課も入り、必要事項の伝達を行う。 併せて、全庁掲示板に掲載し、職員への理解を求めていく。

(4)宮崎県口蹄疫復興対策本部

口蹄疫復興対策本部及び事務局の設置について

1. 設置の理由

- ①疑似患畜の殺処分がすべて終了し、ワクチン接種分についても近々終了 する目途が立ってきたこと。
- ②今後、口蹄疫により被害を受けた農家や関連産業等への支援、被災地域の復興対策等について、本格的に進めていく必要があること。
- ③議会からも、復興支援のための組織を作って対処するよう要請があって いること。

2. 組織の内容

- ①口蹄疫復興対策本部(本部長:知事)を設置し、その下に対策を全庁的 に進めるための事務局(総括責任者:県民政策部長)を置く。
- ②事務局は、総括班、畜産再生班、環境対策班、経済雇用対策班など6班 体制とし、関係各課から約30名の職員を集めて組織する。
- ③関係各課の課長等から成る幹事会も適宜開催し、復興対策に関する調整 や協議等を行う。
- *現行の口蹄疫防疫対策本部や総合支援部については、引き続き防疫対策を推進するため、当面継続する。

3. 設置の時期、場所

- ①口蹄疫復興対策本部及び事務局は6月28日(月)に設置し、スピード 感を持った業務推進を行う。
- ②事務局は講堂に置き、総合政策課においてその庶務を行う。

【口蹄疫復興対策本部 事務局体制】

総括責任者:県民政策部長、副総括責任者:総合政策課長

- 1. 総括到 班長(総合政策課)、班員(秘書広報課、財政課、農政企画課等)
 - ①復興計画(全体骨格)の策定、推進調整
 - ②国への提案・要望の取りまとめ
 - ③復興対策の全体調整、進行管理、マスコミ対応等
- 2. 畜産再生班 班長(農政企画課)、班員(畜産課、農産園芸課、営農支援課、危機管理課等)
 - ①今後の畜産再生方針の取りまとめ、推進調整
 - ②防疫対策、危機管理対策の取りまとめ(全国のモデルケースとして)
- 3. 環境対策班 班長 (環境管理課)、班員 (環境森林課、地域農業推進課連携推進室、畜産課等)
 - ①地域の環境対策方針の取りまとめ、推進調整
 - ②当面の環境影響調査の実施調整
- 4. 地域振興班 班長 (中山間·地域政策課)、班員 (市町村課、管理課等)
 - ①地域振興方針の取りまとめ、推進調整
- 5. 経済雇用対策班 班長(商工政策課)、班員(労働政策課、商業支援課、工業支援課等)
 - ①県内経済対策の取りまとめ、推進調整
 - ②県内雇用対策の取りまとめ、推進調整
- 6. キャンペーン班 班長(みやざきアピール課)、班員(秘書広報課、観光推進課、商業支援課、ブランド・流通対策室等)
 - ①「がんばろう宮崎」キャンペーンの取りまとめ、推進調整
 - ②イメージアップ対策、ブランド回復対策の取りまとめ、推進調整

*留意点

- ①この事務局は、復興対策に関する方針の決定や実施等に関し、関係各部 の連携や調整を図ることを主な任務とする。したがって、本来業務に関 することについては、従来どおり関係各部で対応する。
- ②各班の班長については、原則として担当リーダーを充てる。また、事務 局の班編成や構成メンバーについては、必要に応じて柔軟に対応してい く。
- ③事務局の連絡会議を毎日定時に開催し、進捗状況の報告や必要事項の協議等を行う。また、関係課の課長等から成る幹事会を適宜開催し、復興対策に関する調整や協議等を行う。

併せて、決定した内容等を全庁掲示板に掲載し、職員への理解を求めていく。

3. 宮崎県口蹄疫対策検証委員会

(1) 委員会設置要綱

宮崎県口蹄疫対策検証委員会設置要綱

平成22年8月18日 総 務 部

(設置)

第1条 今般県内で発生した口蹄疫に係る一連の対策について、客観的かつ専門 的な観点から問題点の検証や改善点の検討等を行うことにより、今後の防疫対 策あるいは危機管理対策の充実強化に資するため、宮崎県口蹄疫対策検証委員 会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検証及び検討を行う。
 - (1) 事前の予防段階から終息に至るまでの一連の防疫対策に関すること
 - (2) 県の危機管理体制に関すること
 - (3) 市町村、他県、国及び関係機関との連携に関すること
 - (4) 県内の農家、商工業者、県民等との連携及び情報伝達等に関すること
 - (5) その他第1条の設置目的に資すると認められること

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

- 第4条 委員会は知事が招集する。
- 2 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、委員会を主宰する。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庁内調査チーム)

- 第5条 委員会における検証等に資する調査を行うために、庁内調査チームを設置することとし、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 前項の庁内調査チームの運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部危機管理局危機管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年8月18日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

氏 名	職名
清本 英男	宮崎県商工会議所連合会副会頭(会頭代行)
黒木 健二	宮崎県市長会会長(日向市長)
河野 俊嗣	宮崎県副知事
椎葉 晃充	宮崎県町村会会長(椎葉村長)
羽田 正治	宮崎県農業協同組合中央会会長
初鹿野 聡	NPO法人みんなのくらしターミナル代表理事
原田 隆典	宮崎大学工学部教授
堀井 洋一郎	宮崎大学農学部教授(副学部長)

五十音順)

別表第2(第5条関係)

県民政策部総合政策課長	
総務部人事課長	
総務部行政経営課長	
総務部財政課長	
総務部危機管理局危機管理課長	

(2)委員会活動経緯一覧		01	
(2)委員会活動経緯一覧			
	*		
			٠
			(C)

口蹄疫対策検証委員会等の実施状況について

月	Тв		で出来す。	77 m 61.
8	1 0	検証委員会 	庁内調査チーム会合	その他
		検証を行うことを公表		
	1 2		第1回会合 ・検証委員会の設置について ・第1回検証委員会の進め方について ・庁内調査チームの作業内容の検討等	
	18			農政水産部分科会 ・分科会の設置、構成、 ・ワーキンググループ (WG)の設置、調査・検証項目 ・スケジュールの検討等
,	19		第2回会合 ・第1回検証委員会について ・庁内調査チームの調査について ・農政水産部ヒアリング(1回目)	
	25	第1回検証委員会 ・座長選出 ・口蹄疫対策の実施状況説明 ・検証委員会の調査概要の検討 等	第3回会合 ・第1回検証委員会への対応確認 ・調査チームの作業予定の検討	農政水産部分科会 ・調査・検証項目、スケ ジュールの検討等
9	1		第4回会合 ・ヒアリング、現地調査、アンケートの 内容・方法等の検討	
	7		第5回会合 ・アンケートの実施状況 ・ヒアリング、現地調査の実施予定 ・委員への協議、説明状況	農政水産部分科会 ・ヒアリング、現地調査 の実施予定等
	17		第6回会合 ・アンケートの実施状況報告 ・ヒアリング、現地調査の実施計画、方 ・ 法の協議	農政水産部分科会 ・WG検討事項、今後の 進め方、役割分担、課 題の確認 等
	21			現地・ヒアリング調査 ①市町村(西都、日向、 児湯5町)、JA、獣 医師 ②市町村(都城、えび の)、JA、農家 ③農家、獣医師
	2 2			現地・ヒアリング調査 ①農家、農業大学校 ②農家、原種豚センター、 畜産試験場川南支場 ③農家、家畜改良事業団
	2 4	A	第7回会合 ・アンケートの実施状況報告 ・ヒアリング、現地調査の実施状況 ・第2回委員会の実施について	
	2 7			現地・ヒアリング調査 ①農家、JA日向 ②大規模農場(7例目、 8例目)
	28	<i>'</i>		現地・ヒアリング調査 ①農家(児湯地区) ②農家(宮崎地区) ③農家(都城地区)
	29		第8回会合 ・アンケートの実施状況報告 ・ヒアリング、現地調査の実施状況 ・第2回委員会の実施について	農政水産部分科会 ・ヒアリング、現地調査 の実施状況、今後の計 画、WG検討事項 等
	30			現地・ヒアリング調査 ①市町村(宮崎市、国富 町)、JA、農済
10	1	第2回検証委員会 ・国の検証委員会の動向について ・調査検討の状況について ・今後のスケジュールについて		農政水産部分科会 ・検証委員会の報告、今 後のスケジュール 等
	7		第9回会合 ・家畜保健衛生所獣医師へのヒアリングについて ・国検証委員会との意見交換会対応について ・今後の作業予定について	

月	日	検証委員会	庁内調査チーム会合	その他
10	14		第10回会合 ・国検証委員会との意見交換会対応について ・大規模農場(県外)への訪問調査について ・今後の作業予定について	農政水産部分科会 ・国検証委員会との意見 交換、大規模農場(県 外)調査 等
	18	STATE OF THE STATE		現地・ヒアリング調査 ・大規模農場 (県外)
	19			国検証委員会との意見交換会 ・ 県検証委員会の概要 ・検証状況説明 ・ 意見交換 等
	20		第11回会合 ・国検証委員会との意見交換会を踏まえ た対応について	農政水産部分科会 ・国検証委員会との意見 交換を踏まえた対応等
	2 5		第12回会合 ・第3回委員会の実施について ・今後の作業予定について ・農政水産部へのヒアリングについて	
	29	第3回検証委員会 ・調査検証作業の状況について ・中間的な論点整理について ・今後のスケジュールについて		農政水産部分科会 ・検証委員会の報告、今 後のスケジュール等
11	5		Trespectively	国検証委員会との意見交換会 ・重点協議事項について 意見交換 ・国からの疫学調査説明
	8		第13回会合 ・国検証委員会との意見交換会について ・今後の調査予定について	農政水産部分科会 ・ヒアリング、見地調査 の実施等
	9			現地・ヒアリング調査 (ワクチン接種農家) ①川南、都農、日向 ②西都、高鍋、新富
	1 0			現地・ヒアリング調査 ①家畜防疫員(再) ②経済連
	11		×	現地・ヒアリング調査 ①獣医師会
	1 2			現地・ヒアリング調査 ①農済 ②農林振興局 ③現場対策本部(家畜保 健衛生所)
	17			現地・ヒアリング調査 ① J A中央会
*	2 2		第14回会合 ・第4回委員会の日程及び内容について ・最終報告書の構成について ・今後の調査予定について ・国の最終報告書への対応について 等	農政水産部分科会 ・ヒアリング、見地調査、 WG検討事項等
	3 0			現地・ヒアリング調査 ①陸上自衛隊
1 2	3			民主党口蹄疫WT会議説明
	7		第15回会合 ・第4回委員会について ・最終報告書の構成について ・今後の調査予定について	
	8	第4回検証委員会 ・国の検証委員会の調査結果について ・調査報告書の作成について ・今後のスケジュールについて		農政水産部分科会 ・検証委員会の報告、今 後の予定等
	9			現地・ヒアリング調査 ①鹿児島県
	1 0			現地・ヒアリング調査 ①熊本県 ②大分県

月	日	検証委員会	庁内調査チーム会合	その他
12	1 5			知事への意見聴取 現地・ヒアリング調査 ①農業大学校(再) ②家畜改良事業団(再) ③畜試川南支場(再)
	17			現地・ヒアリング調査 ①動物衛生研究所
	2 0			現地・ヒアリング調査 ①商工観光労働部 ②警察本部
	21		.nguri	現地・ヒアリング調査 ①トラック協会 ②建設業協会
	22			現地・ヒアリング調査 ①商工会連合会 ②商工会議所連合会 ③福祉保健部
	28		第16回会合 ・第5回検証委員会への対応について ・調査報告書の作成について ・今後のスケジュールについて	農政水産部分科会 ・第5回検証委員会への 対応等
1	13		第17回会合 ・第5回検証委員会への対応について ・その後の対応について	農政水産部分科会 ・第5回検証委員会への 対応等
	14	第5回検証委員会 ・調査報告書の取りまとめについて ・今後の委員会の取扱いについて 知事への調査報告		

[※] 上記記載のほか、委員協議、チームメンバー協議等を随時実施している。